

住宅貸付・在宅介護対応住宅貸付 添付書類

提出書類	借受事由	発行(証明)者 作成者	住宅貸付							備考
			新築	増築・改築	改造・修理	新築住宅購入	中古住宅購入	土地購入	在宅介護対応住宅	
借受人の印鑑証明書		市町村長	○	○	○	○	○	○	○	
建築確認通知書(写)		建築主事	○	○	△	○			△	建築確認を必要とする場合に提出
建築確認を要しない場合は、 建築工事届または同法適用区域外証明書		建築工事届 —知事 証明書 —市町村長	△	△	△	△			△	建築工事届(写) 証明書(原本)
工事請負契約書(写)		施工業者	○	○	○				○	
売買契約書(写)		売主・買主 (不動産業者)				○	○	○		
工事費見積書(写)		施工業者	○	○	○				○	在宅介護対応住宅の場合は、介護対応部分にかかる見積書
設計図(写) (平面図・立面図)		施工業者	○	○	○	○	○		○	
土地登記簿謄本		法務局	○	○	○	○	○	○	○	※農地の場合は、農地転用を証明する書類(写)を添付(所有者または納税義務者が死亡している場合は、除籍謄本と相続を証する書類)
家屋登記簿謄本		法務局		○	○		○	△	△	現在居住している家屋の下の土地(借地)を購入する場合は、家屋の登記簿謄本が必要 在宅介護対応住宅に関して、増改築工事をする場合は、家屋の登記簿謄本が必要 (所有者または納税義務者が死亡している場合は、除籍謄本と相続を証する書類)
建築(購入)に関する同意書		名義人	△	△	△	△	△	△	△	借受人以外の者が住宅または住宅の敷地の名義人である場合に提出(共有登記済または共有登記予定を含む。)同意者が「借入れに関する同意書」を提出する場合は不要
建築計画書		借受人						○		
借入れに関する同意書 同意者の印鑑証明書 借受人と同意者との関係を証明する書類(戸籍謄本・抄本、住民票)		3親等内の親族 または 組合員期間 10年以上の組合員 ※イの場合は親権者	△	△	△	△	△	△	△	イ、借受人が未成年の場合に提出 ロ、借受人以外の者が貸付の対象となる住宅または敷地の名義人である場合に提出(共有登記済または共有登記予定を含む。) ハ、貸付限度額の最低保障額に該当する貸付

注1. ○印は提出を要するもの。△印は備考欄に該当する場合に提出するもの。

注2. 上記のほか、必要な資料の提出を求められることがあります。(災害貸付については、上記の書類の他に、り災証明が必要です。)

注3. 登記簿謄本は3か月以内のもの。

工事や購入が完了した後に提出する書類

提出書類	借受事由	発行(証明)者 作成者	新 築	増 築・ 改築	改 造・ 修 理	新 築 住 宅 購 入	中 古 住 宅 購 入	土 地 購 入	在 宅 介 護 対 応 住 宅	備 考
完了届		借受人	○	○	○	○	○	○	○	
住宅建築義務に係る 完了報告書		借受人						○		住宅が完成したときに提出
土地登記簿謄本		法務局				△	△	○		マンションの場合は不要
家屋登記簿謄本		法務局	○	○		○	○	○	○	
工事前後の写真と 領収書(写)		借受人・ 施工業者			○					
住民票		市町村長	○	○	○	○	○	○	○	

注1. 住宅貸付申込日以降に他の金融機関等からの借入れがある場合は、毎月償還額のわかる書類を完了届に添付してください。

注2. ○印は提出を要するもの。△印は該当する場合に提出するもの。

住宅貸付借受事由

新 築	住宅としての機能を完備する建物の建築
増 築	住宅の床面積が10㎡を超え、当該建築部分が既存建築と一体しての機能を備える建物の建築
改 築	既存建物の一部を除去し、住宅の床面積が10㎡を超える建物の建築
改 造	既存建物の向上を図るための工事(住宅の床面積が10㎡以下の増改築を含む)
修 理	既存建物の耐久工事
新築住宅購入	新築建売住宅、新築マンションの購入
中古住宅購入	中古住宅、中古マンションの購入
土地購入	住宅の敷地の購入
在宅介護対応住宅	在宅介護必要者に配慮した構造を有する住宅の購入、新築増改築等

・住宅貸付の添付書類は借受事由に応じ異なります。